

2020年度：奨学生の募集要項

1. 応募資格

真面目で意欲はあるが経済的理由等により学習機会に恵まれない者で、以下のいずれか一つ以上の条件に該当する児童、生徒及び学生等です。

- 一 ひとり親家庭の子女である。
- 二 里親家庭の子女である。
- 三 保護者が病気、怪我、介護等の事情により就労が困難である。
- 四 施設（児童養護施設、母子生活支援施設等）に在籍している。
- 五 その他特別の考慮に値する事情を有している。

2. 奨学金の種類と奨学金の額および期間

奨学金には、償還義務がない「給付型奨学金」と償還義務のある「貸付型奨学金」の2種類があります。

申込時に「給付型奨学金」と「貸与型奨学金」いずれかを選択して頂きますが、高校生以上の奨学金は、原則として、「貸与型奨学金」になります。

奨学生	支給する奨学金の上限	
	月額（円）	年額（円）
A. 小学生等	20,000	240,000
B. 中学生等	25,000	300,000
c. 高校生等	30,000	360,000
d. 大学生等	35,000	420,000

- ・奨学金の期間は、原則として、1年間です。
- ・学年末に学業成績、生活状況及び奨学金口座取引状況、並びに作文「私の夢」または「私が将来したいこと」を提出して奨学金の延長申請をし、奨学生選考委員会において承認された場合は1年間延長されます。

### 3. 2020年度の奨学生予定数

- (1) 2020年度は、児童・生徒・学生等10名を募集します。
- (2) 2019年度から継続する奨学生を加えると40名になります。

### 4. 応募方法

次の応募書類一式を提出してください。

- (1) 奨学生願書・願書付表（所定の用紙）
- (2) 奨学生推薦書
- (3) 学校の成績証明書

### 5. 書類提出期限

随時提出できます。

### 6. 採用の通知と手続き

奨学生選考委員会において審査をして採否を決定します。

採用の通知は在学する学校等の長及び本人に理事長から通知します。

### 7. 採用された場合

奨学生として採用が決定されましたら、奨学金の専用口座を届け出て下さい。

## 8. 奨学金の支給

(1) 奨学金は、原則として年4回（4月、7月、10月、1月）、一定日に支給します。

奨学金の支給は、直接本人の奨学金専用口座に送金します。

入学前に奨学金が必要な場合はご相談ください。

(2) 休学、留年等の場合は、該当期間中の奨学金を休止します。

## 9. 奨学金の返還

奨学生が、偽りの申請その他の不正の手段によって支給を受けたことが明らかになった場合には、支給した奨学金の全部又は一部を返還させることがあります。

## 10. その他

休学、退学、留年、その他の学生の身分などに変更のあった場合や、住所変更、など既に届け出た書類の内容に変更を生じたときは、その都度当財団に届け出てください。

以上